

2016年9月8日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

会 長 橘 文 也 様  
常任理事 太 田 和 男 様  
事務局長 末 吉 孝 徳 様

東京南部労働者組合

執行委員長 池 永 真 二

東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会

松 浦 聡

品川区西五反田 2-11-15 壺番館 501

電話・FAX：03-3490-0372

Mail：southwind@mbr.nifty.com

## 団体交渉開催要求書

松浦組合員の待遇・労働条件、団体的労使関係に関する問題につき、貴協会に対して、下記の要領での団体交渉を申し入れます。

なお、団体交渉は憲法 28 条で保障された労働者の権利であり、団交拒否及び不誠実な団交姿勢は、労働組合法により不当労働行為に該当する違法行為であることを申し添えます。

また、本件については、当労組として交渉等に当たっていくこととなりますので、貴協会からの連絡は当労組宛に行うことをご確認ください。

### 記

#### 1. 団交議題

- (1) 末吉事務局長による松浦組合員に対する暴行・パワーハラスメントについて事実確認及び今後のパワーハラスメント防止に対する協会事務局の取り組みについて
- (2) 就業規則改定及び 36 協定締結の事務手続きについて
- (3) 労働組合掲示板の事務所内設置について
- (4) その他労働条件について

#### 2. 団交出席者

- (協会側) 会長・理事等本件につき解決能力を有する経営責任者、及び事務局長  
(組合側) 当労組若干名及び松浦組合員

#### 3. 団交日時・場所

前回団体交渉時に 9 月 15 日 (木) 午後 6 時からといたしましたが、当日末吉事務局長出張のため団交出席ができないことから、団交議題により、事務局長が出席可能な 9 月中の日程候補 2~3 日を

ご連絡ください。

なお、団体交渉の時間は2時間程度を希望いたします。

#### 4. その他

- (1) 1. 団交議題(2)にある2013年4月1日改定の就業規則改定手続きがどのように行われたのか時系列に沿った説明と、36協定締結の有無・状況について、団体交渉の10日前までに文書で提示ください。
- (2) 団交場所については、これまでも当組合が要望していた通り、貴協会会議室等の確保をお願いします。
- (3) 交渉内容の確認に行き違いがないよう、録音機材を持参いたしますのでご了解ください。

以上につき、2016年9月13日(火)まで郵送及び、メールまたはファクシミリでご回答ください。

#### 【回答書送付先】

郵送：品川区西五反田2-11-15 壺番館501Vプロ気付  
東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会 宛  
メールアドレス：southwind@mbr.nifty.com

以上